

# 金融の信用を失墜させ 国民負担も高まる恐れ

決済保護が必要なら、その根拠を徹底的に分析して国民に示すべきだ。根拠の乏しい見直し論では、日本の金融システムへの信用は完全に失墜してしまう。

政府は、預金の区別に決済性預金という新たな概念を導入し、その全額保護を行う方針を発表した。来年4月に予定されていたペイオフ（預金などの払戻保証額を元本一〇〇〇万円とその利息までとする措置）解禁の根本方針が問われる事態となつたといえる。金融当局が「長年考えた結果」との報道もあるが、健全な金融システムの構築が犠牲になつた面を否定できない。

ペイオフは銀行の経営規律を確立し、その改革を促し、税金投入に依存しない自立した金融・経済システムに欠かせない制度である。欧米先进国だけでなく、韓国でも導入済みであり、金融システムの危機などはどの国でも起こっていない。日本政府は1995年にいったん2001年からの実施を決定したが、その後

二回にわたり方針変更し、全面解禁は03年4月からと最終約束している。その間の景気低迷など、状況変化の主張もあるが、七年間にわたり当局も金融機関も準備を検討・計画してきたはずである。

## ペイオフ解禁の影響は過大評価されている

ペイオフ制度とは、交渉力が弱く、知識に乏しい少額の預金者に対するが、保護によるモラルハザードを最小限にとどめ、それ以上の国民負担は認めないという制度である。それは往々誤解されるような国民に対して「冷たい」制度とは正反対の政策なのである。保護レベルを上げれば、直接の預金者は安心かもしれないが、金融機関の経営規律は大きく後

退し、破綻銀行の処理などを通じて国民負担は結局大きくなってしまう。本来経営能力のない金融機関が淘汰されるのは自然なことであり、個々の金融機関の経営能力を高めるには規律の確立しか方策はない。

今回の方針変更の理由として、「決済性預金を保護し、金融機関の経営不安を取り除いて経済の混乱を防ぐのが狙い」と報道されている。しかし、逆効果になるおそれはないか。不健全な借り手の延命は、成長性ある貸出先企業への融資を圧迫し、景気に悪影響を及ぼす可能性さえ否定できない。何よりも、今回発表された措置は、すでにすばらしい経営努力で健全かつ個性ある経営を確立している多くの中小金融機関に対しつつある国民の金融システムへの信用を完全に失墜させる結果になる。金融機関の格付けなどへの影響、新たなジャパン・プレミアム問題の淵源になつてしまう可能性もある。

特に懸念されるのは、財政負担の

者の方々が経営信頼の確立にかけるエネルギーには並々ならぬものがあるが、そうした努力のいかんにかかるらず、結果は同じだということになりかねない。

また、郵貯への資金流出を心配す

る声もあるが、ペイオフ解禁を延期する理由にはなりえない。むしろ郵貯の一人当たり預金限度額の徹底など、これまであいまいになつてきた郵貯への金融規制を厳格化していくことによって対応すべき問題だ。

過去、延期・変更を続けたうえに、さらに今回方針を変更すれば、低下しつつある国民の金融システムへの信用を完全に失墜させる結果になる。金融機関の格付けなどへの影響、新たなジャパン・プレミアム問題の淵源になつてしまう可能性もある。



川本裕子  
マッキンゼー  
シニア・エクスパート

東京大学文学部社会心理学科卒、オックスフォード大学大学院経済学修士。1982年旧東京銀行入行。88年マッキンゼー東京支社入社。金融担当。95~99年パリ支社。金融担当大臣「日本型金融システムと行政の将来ビジョン」懇話会委員。

増大である。すでに、GDP比一三〇%に上っている日本の財政赤字は、先進国の中では最悪の状況である。今回の決定が無差別的なセーフティネットにつながり、財政負担がさらに悪化する懸念も大きい。

決済に使う預金の保護が必要なら、その根拠を徹底的に分析して、国民に示すべきである。「ペイオフ解禁の社会的影響は破滅的」といった実態的根拠に乏しい主張に引きずられた政策変更で、多大な国民負担が強いられないからである。

個人顧客についてのペイオフ解禁の影響は軽微である。総務省の貯蓄動向調査によると、日本の平均的な世帯は、一世帯で金融機関に六七六万円の預金をし、相続できる借り入れは五三八万円である。超低金利時代の利息は取る足らず、「ペイオフへの備え」といった指南書を買って自分にとっては大きな問題はないと理解すると、ちょうど利息分を使いつつてしまうというのが実態だ。

もともと預金全額保護の金額を一〇〇〇万円と決めたのは、個人預金者の中でも、情報が十分でなく経営などについての知識に乏しい、資産運用に洗練されていない預金者を守ることが理由であった。逆に預金を一〇〇〇万円以上保有する層は、自分の資産を自分で守るということ自己責任を持つべきだということになる。ペイオフを解禁しないことは

大口預金者を優遇することになるという批判を受けるゆえんである。

今回の政策の主眼は、法人と公金の決済性預金の保護にあるといわれている。保護範囲を限定する考え方にはなっているが、現実の預金を決済性のものなのか、資産運用目的のものなのか、区別することは極めて難しい。そもそも法人の預金については全体としては法人への貸し付けを下回り、マクロ的には影響は相殺される。決済性預金という、国民負担となる可能性が高く類例を見ない対象を作り出してまで保護すべきか、大いに疑問である。

他方、地方自治体が金融機関に預けている「公金」については、金融機関が破綻すれば地方の税金負担に直結し、全国民による一般的な負担か、地方的な負担かの問題になるともいえる。したがって、公金預金はある一定の期間だけ全額保護をするといった選択肢は考えられよう。

## 新たな「ストを強要する 「決済口座」の義務づけ

今回の措置が採られるのであれば、金融機関の経営安定が先延ばしとなり経済停滞の原因とならないよう、健全化に向けて強力な規律を短期間に適用するのが筋である。たとえば、二年という年月を明確に区切って財務基盤の弱い金融機関の合併・廃業を進める必要がある。最近の

金融庁の地域金融機関統合指針では事態はとても間に合わない。

何より問題は、保護される対象となる決済性預金の定義であろう。低金利下では決済性預金口座と運用口座の金利差が小さく、モラルハザードにつながりやすい。金利が上昇すれば本来の決済性預金保護が正常化するという説もあるが、金利が上昇するまで国民負担は増え続けることになる。保護範囲を最小限にするため、期限や資金使途で限定できるかであるが、極めて難しい。結局、低金利下でも決済性預金にはマイナスの金利を課して明確な金利差を設定するしか方法はなさそうである。

実務的には新しい商品のシステム開発には期間もコストもかかり、来年4月からの運用にはかなりの無理がある。肅々と準備を進め、健全性に疑問のない金融機関であれば、あえて追加コストをかけてまで新商品の導入は必要ないと思うだろう。新商品を導入しないことで健全性をアピールすることにもなる。

民間金融機関はよく吟味して新商品の導入の可否を決めるべきである。そのためには金融当局は、決済性預金の導入を義務づけたりしないことが望まれる。今必要なのは経済成長の支えとなる強い金融機関の発展をもたらす政策である。本当に守るべきものは何なのか、もう一度厳しく問うべきである。



素晴らしい眺望と華やかな雰囲気。  
二重橋前で楽しいパーティを。

皇居二重橋前

**東京會館**

〒100-0005 千代田区丸の内3-2-1 ☎(03)3215-2111  
ホームページhttp://www.kaikan.co.jp